

国立大学法人信州大学と中部電力株式会社との包括的連携に関する協定書

国立大学法人信州大学（以下「甲」という。）と中部電力株式会社（以下「乙」という。）は、
2021年12月23日付「国立大学法人信州大学と中部電力株式会社との包括的連携に関する協定書」を更新し、以下のとおり産学連携に関する包括協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲が持つ教育研究資源と乙の地域に密着した事業活動との産学連携を通じて、地域社会の持続的な発展に貢献することを目的とする。

（活動）

第2条 甲および乙は、次の各号に定める活動について連携を行うものとする。

- ① 地域貢献活動
- ② 学術的活動
- ③ 人材の交流・育成
- ④ その他甲および乙が必要と認める事項

2 前項各号に定める活動の具体的な内容および連携に関し必要な事項は、甲および乙が協議し、別途書面にて定めるものとする。

3 甲および乙は、事前に相手方から書面による同意を得たうえで、本条第1項各号に定める活動の一部を、自己の関係団体、関係法人に実施させることができる。その場合、甲および乙は、本協定に定める自己の義務と同一の義務を当該関係団体、関係法人に遵守させるものとし、当該関係団体、関係法人による行為について責任を負うものとする。

（組織）

第3条 甲および乙は、本協定に基づく連携の協議・決定を行うため、必要に応じて、連携協議会を設置することができる。

2 前項に関して必要な事項は、甲および乙が協議し、別途書面にて定めるものとする。

（秘密保持等）

第4条 甲および乙は、本協定に基づく連携の実施にあたり知り得た相手方の情報のうち、相手方が指定したものについては、本協定の有効期間中はもとより、期間満了後または解除による協定終了後においても、第三者に開示・漏洩してはならないものとする。

ただし、当該相手方が自ら公表した場合、もしくは第三者に対する開示について事前に相手方から書面による同意を得た場合、または乙が中部電力パワーグリッド株式会社および中部電力ミライズ株式会社に対して、本項と同様の秘密保持義務を課したうえで開示する場合は、この限りではない。

2 第2条第1項各号に定める活動の具体的な実施に関する情報の開示、秘密の保持および知的財産権の取扱いについては、甲および乙が協議し、別途書面にて定めるものとする。

（第三者との協定の締結および活動の実施）

第5条 本協定は、甲または乙が第三者と同様の協定を締結することおよび第2条第1項各号に定める活動を行うことを妨げるものではない。

（有効期間および有効期間の更新）

第6条 本協定の有効期間は、本協定締結日から3年間とする。ただし、その間の連携・協力内容の評価を行い、甲および乙の合意により更新することができる。

（その他）

第7条 本協定に定めのない事項または本協定の条項の運用にあたり疑義が生じた事項については、甲および乙が協議し、別途定めるものとする。

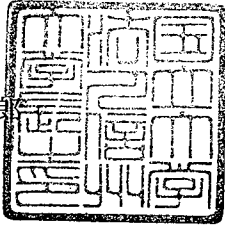
本協定締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自その1通を保有する。

2024年12月23日

甲

乙

長野県松本市旭3丁目1番1号
国立大学法人信州大学長



中村 宗一

愛知県名古屋市東区東新町1番地
中部電力株式会社



代表取締役社長 林 欣吾